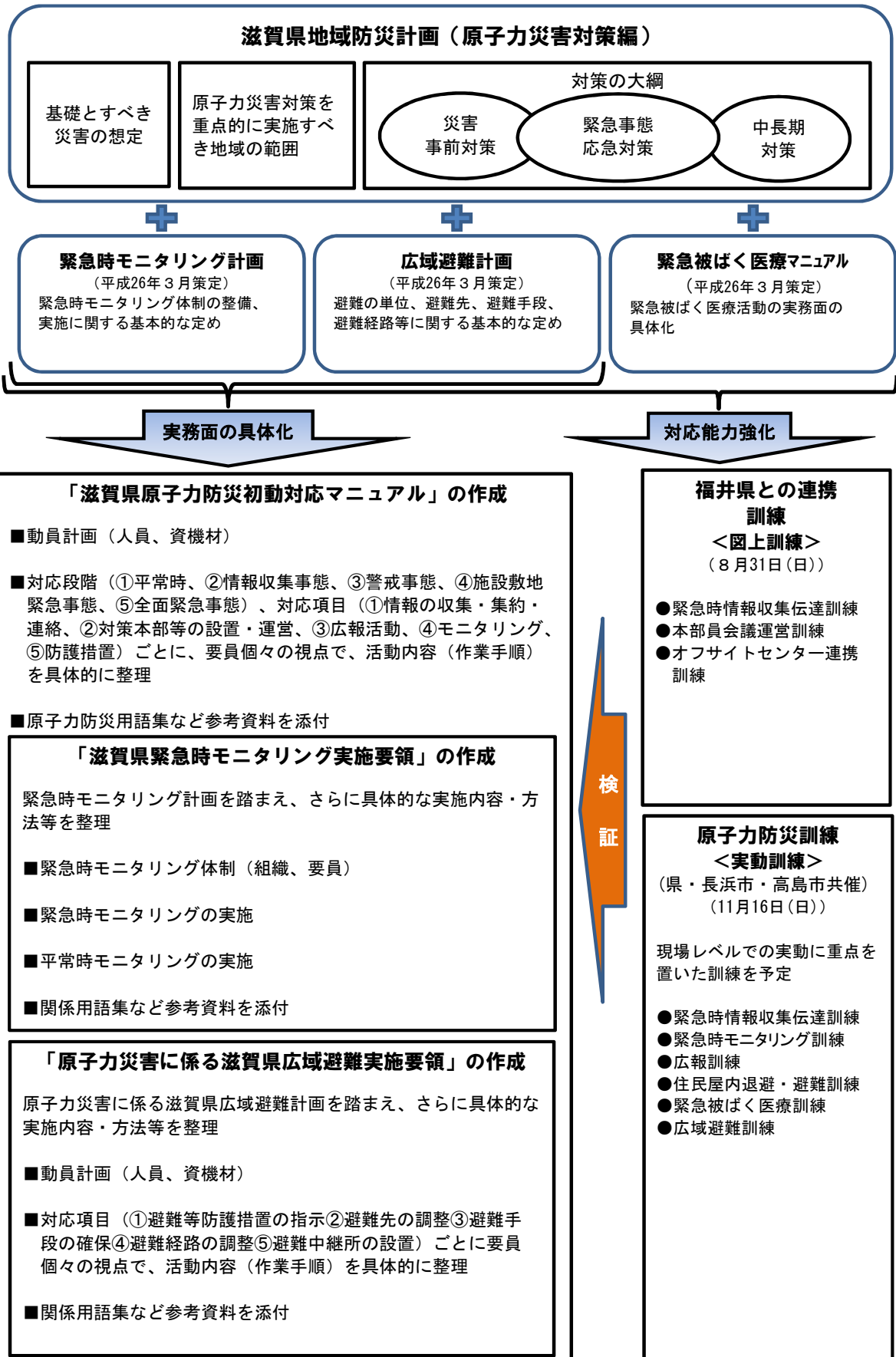


原子力防災対策の実践力の強化に向けた取組

平成二十五年度

平成二十六年



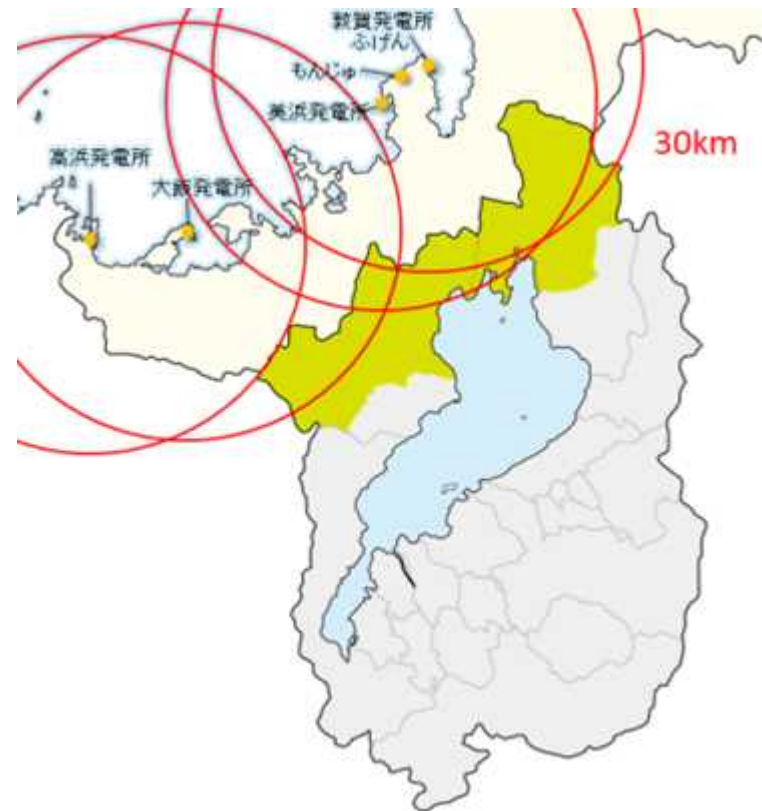
滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の概要

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲の設定【第1章第6節】

日本原子力発電(株)敦賀発電所、関西電力(株)美浜発電所、関西電力(株)大飯発電所、関西電力(株)高浜発電所での東京電力(株)福島第一原子力発電所における事故を想定した、放射性物質拡散予測シミュレーションを行った結果、甲状腺被ばく等価線量は100mSv～500mSv(旧屋内退避基準)の範囲となったのは、長浜市、高島市であり、最大距離は敦賀発電所から43kmとなった。それ以外の滋賀県ほぼ全域で甲状腺被ばく等価線量は50mSv～100mSvと予測された。

放射性物質拡散予測シミュレーション結果から、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲は、高島市と長浜市の一部とする。

また滋賀県全域において、住民は、自宅等への屋内避難を考慮する必要があると判断される。



原子力災害対策を重点的に実施すべき地域

放射性物質の琵琶湖への影響予測結果について【第2章第8節、第3章第7節】

1 放射性物質の琵琶湖への影響予測結果について

第1章「総則」—第5節—第4「琵琶湖への影響予測」として、琵琶湖表層(水深0~5m)の原水について、事故時の飲料水の摂取制限基準(防護措置基準OIL6)を適用すると、最も影響の大きなケースでは、放射性セシウムでは北湖で10日間程度、放射性ヨウ素では北湖で10日間程度、南湖で7日間程度、基準を超える水域が見られた。

2 飲料水に係る防護措置

放射性物質の琵琶湖への影響が10日間程度残るという琵琶湖への影響予測結果を考慮し、飲料水の供給計画、備蓄計画、応急給水受援計画などの供給体制を、あらかじめ定めておく。

緊急事態区分および動員配備の基準【第1章第7節、第2章第6節、第3章第2節、第3節ほか】

国の原子力災害対策指針および防災基本計画に合わせて、以下の4区分に定める。

1 情報収集事態(フェーズ1)

福井県の立地市町において震度5弱または震度5強の地震(福井県で震度6以上の場合を除く。)

2 警戒事態(フェーズ2)

福井県において震度6以上の地震が発生または大津波警報が発令 等

3 施設敷地緊急事態(フェーズ3)

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める通知があったとき

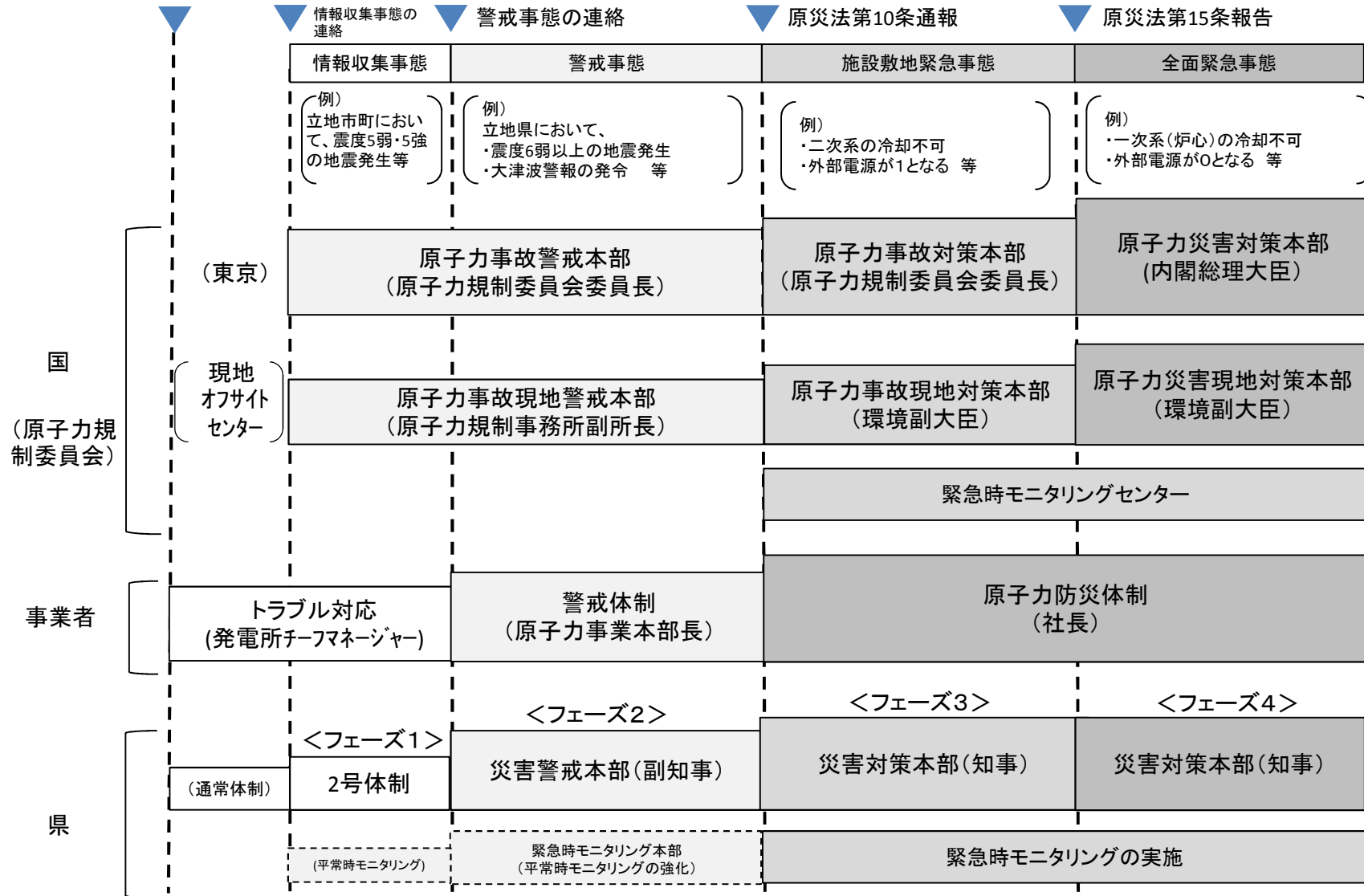
福井県および滋賀県が設置するモニタリングポストで、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき 等

4 全面緊急事態(フェーズ4)

内閣総理大臣が、原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づき、「原子力緊急事態宣言」を発出したとき

緊急時活動体制の考え方について

安全協定に基づく連絡



リスクコミュニケーション【第1章第10節ほか】

県民が正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、平常時から、情報提供・情報共有などコミュニケーション（リスクコミュニケーション）の充実に努める。

- 1 事業者からの迅速な情報収集/伝達と住民等に対する情報伝達
- 2 環境放射線モニタリングについて、わかりやすい情報提供
- 3 原子力防災についての正しい知識の普及と情報共有（放射性物質の人体や環境への影響等）
- 4 防災業務関係者に対する研修（職員への研修）
- 5 防災訓練の実施
- 6 重大な事故等緊急時の相談体制の整備

緊急時モニタリング実施体制の整備【第2章第6節第9、第3章第2節第4ほか】

【災害事前対策】

- 1 緊急時モニタリングを実施するため、原子力規制委員会のもと、緊急時モニタリングセンター設置
- 2 県は、国および関係府県等の協力のもと、新たなモニタリング体制に対応するための緊急時モニタリング計画を策定

【緊急事態応急対策】

- 1 情報収集事態発生 → 県は、モニタリングポスト等の稼働状況を確認するとともに、平常時モニタリングを継続
- 2 警戒事態発生 → 緊急時モニタリングの準備を開始
- 3 施設敷地緊急事態発生 → 県は、国が立ち上げた緊急時モニタリングセンターに参画するとともに、県内の
～全面緊急事態
緊急時モニタリングを開始
国は、速やかに緊急時モニタリング実施計画を作成
緊急時モニタリングセンター(国)は、実施計画に基づき初期モニタリングを実施

緊急被ばく医療体制【第2章第11節第3、第3章第9節】

住民の生命・身体を原子力災害から守るため、県災害対策本部長の指揮のもと総合的な判断と統一された見解に基づく医療の提供が必要であることから、関係市町および関連医療機関と密接な連携を取りながら、緊急被ばく医療体制の構築を図る。（※初期・二次等被ばく医療機関として12の医療機関を指定）

平成26年3月、緊急被ばく医療マニュアルを策定。

安定ヨウ素剤の備蓄および配布【第2章第11節第4、第3章第5節第8】

【災害事前対策】

- 1 緊急時の配布に備えて、UPZ内住民および防災業務従事者等相当分を備蓄することとし、備蓄場所および緊急時の配布場所を決定
→【備蓄場所および配布場所(案)】※広域避難計画に明記
市が指定する避難集合場所、UPZ内の学校・保育所等、県健康福祉事務所(湖北・高島)、市役所、緊急被ばく医療機関
- 2 緊急時における配布手続きおよび服用に関する薬剤師等の手配等についてあらかじめ定める。
→緊急被ばく医療マニュアルに明記

【緊急事態応急対策】

- 1 緊急時における配布および服用は、原則として原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部または地方公共団体が指示
- 2 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策本部の指示または独自の判断により、原則として医師の関与の下で、服用させる。

【UPZ以遠の地域への対応】

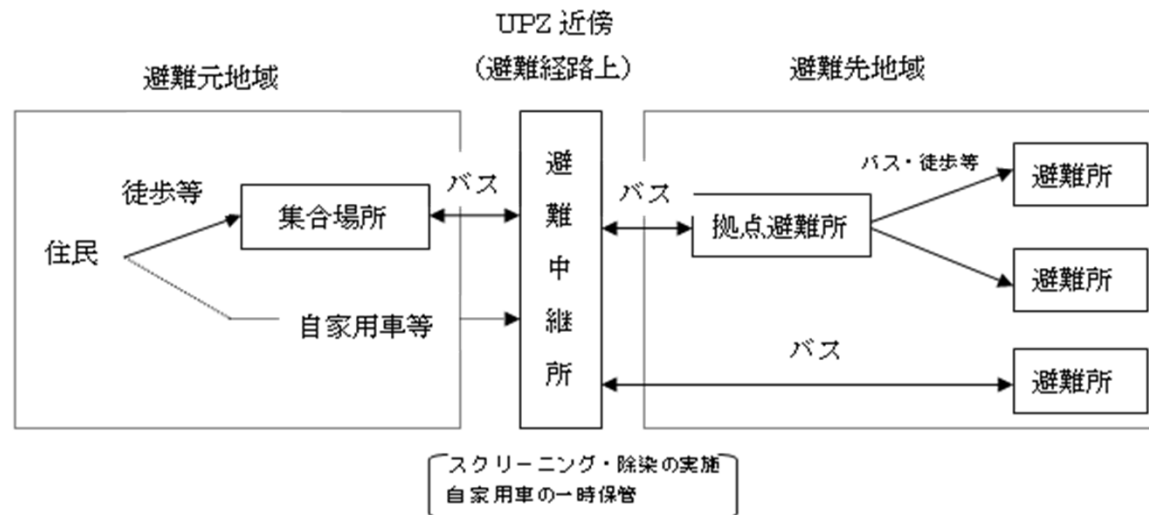
原子力規制委員会におけるPPA(プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置実施区域)対策の検討を待って、今後検討。

県域を超える広域避難【第3章第5節第4ほか】

- 1 国や関西広域連合等との協議内容を踏まえて、県地域防災計画(原子力災害対策編)に、以下の方針を明記。
 - (1) 県域を超える広域的な避難等を要する事態となった場合、県は災害の状況や緊急時モニタリング結果、気象情報、放射性物質の大気中拡散計算結果等について総合的に判断し、要請を行う府県を決定する。
 - (2) 関西方面に避難する必要があると判断した場合には、原則として大阪府に対して避難の受入れ要請を行うものとし、中部方面に避難する必要があると判断した場合には、「災害時等の応援に関する協定書(中部9県1市)」に基づき、応援要請を行う。

2 広域避難計画の策定

県地域防災計画(原子力災害対策編)の規定に基づき、広域避難計画を策定する。



【広域避難の基本的な流れ】

【県域を超える広域避難のイメージ】

